

新公審査答申（個）第72号  
令和6年5月17日

新潟市長 様

新潟市公文書公開等審査会  
会長 菊池 弘之

審査請求に関する諮問について（答申）

令和元年12月26日付け、新行経第481号で諮問のあった件について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

新潟市病院事業管理者（以下「実施機関」という。）が令和元年7月19日付け新病管第973号の2により行った一部開示決定は妥当である。

第2 審査請求の経過

1 個人情報の開示請求

令和元年7月5日、審査請求人は、新潟市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第13条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、5月29日市長への手紙（以下「5月29日付手紙」という。）で送信した市民病院に対する質問に対して6月3日広聴相談課長から回答があったことに関して、以下の個人情報の開示を請求した。

- (1) 病院が市からメールを受けたことを示すもの（以下「本件請求文書1」という。）。
- (2) 病院が市に対して回答をしたことを示すもの（以下「本件請求文書2」という。）。

2 実施機関の決定

令和元年7月19日、実施機関は、本件請求文書1については開示し、本件請求文書2については、口頭で回答したため、請求に係る個人情報を保有していないとして非開示とし、あわせて一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和元年7月24日、審査請求人は、本件決定のうち本件請求文書2についての決定を不服として審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

なお、審査請求人は、本件請求文書 1 に対する決定については、審査請求は行っていない。

#### 4 諮問

令和元年 1 2 月 2 6 日、新潟市長は、条例第 2 7 条第 1 項の規定に基づき、当審査会に諮問した。

### 第 3 審査請求人の主張

審査請求人が審査請求書、反論書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

なお、審査請求人は、下記以外にも本件審査請求とは直接関係のない主張もしているが、当審査会の結論を左右するものではないため取り上げない。

「口頭で回答したため」としているが、市長への手紙の回答のやり取りを口頭のみで記録に残さないズサンな取り扱いはありません、開示すべきである。口頭で回答した内容を記録し、回答日時、回答者、受理者、回答内容の記録がなければならない。

### 第 4 実施機関の主張

実施機関が弁明書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

本件請求文書 1 は、広聴相談課から実施機関への連絡は電子メールで行ったため記録が残っている。一方、本件請求文書 2 については、実施機関から広聴相談課への連絡を電話で行い記録が残っていないため、開示すべき文書が存在しない。請求人は「記録がなければならない」と主張して全部の開示を求めているが、記録が存在していないため開示することができない。よって、本件決定は妥当であると考えられる。

### 第 5 審査会の判断

#### 1 本件審査請求について

本件審査請求は、本件請求文書 2 に係る個人情報を保有していないとして本件決定を行ったところ、審査請求人から決定の取消しを求めてなされたものである。以下、本件決定の妥当性について検討を行う。

#### 2 本件請求文書 2 の不存在について

(1) 請求人は、市長への手紙の回答のやり取りを口頭のみで記録に残さないズサンな取り扱いはありません、開示すべきと主張する。

これに対して実施機関は、広聴相談課への連絡を電話で行い記録が存在しないため本件決定は妥当であると主張する。

(2) そこで、当審査会は実施機関に対し、5 月 2 9 日付手紙の対応について経緯を

確認したところ、以下の説明があった。

ア 請求人からの度重なる市長への手紙に対し、同一案件、同一趣旨の手紙にはこれ以上返事をしていない旨、平成30年10月17日付の文書で回答している。

イ その後の同様の市長への手紙に対しては、その都度広聴相談課より返事をしていない旨を通知してきた。

ウ 5月29日付手紙に関しては、広聴相談課から市長への手紙を受理したことをメールで連絡を受け、広聴相談課からの電話にて、同様に回答しない旨口頭で伝えたため、実施機関に対する市長への手紙として取り扱わず、これまでのとおりの対応として回答はしなかったとのことであった。

(3) また、5月29日付手紙に関連する、広聴相談課と実施機関とのやり取りをしたすべての文書の提出を求めたが、新たな文書の提出はなかった。

(4) さらに、実施機関において電話や口頭で他部署等への対応をする際、対応内容を記録する等の規定や事務の取扱いルールの有無を確認したが、そのような規定やルールはないとの説明であった。

(5) そうすると、本件請求文書2は存在しないとする実施機関の主張に、特段不合理な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる事情も見当たらないことから、実施機関が行った本件決定は妥当である。

3 以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

## 第6 審査会の開催経過

当審査会の開催経過の概要は、次のとおりである。

年月日	内容
令和 元年 12月26日	実施機関の諮問書を受理
令和 6年 4月16日	審査会開催（第1回）
令和 6年 5月16日	審査会開催（第2回）

(第2部会)

委員 野口祐郁、 委員 藤瀬竜子